

平成 26 年度の相談等の傾向と活動の重点

平成 26 年度の相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、前年度と比較して実件数で 11 件、延べ件数で 466 件の増加となっています。また、救済の申立て¹は 2 件で昨年度の 5 件より減少しましたが、相談の延長としての調整活動²は 31 件と前年度の 21 件に比べ大幅に増加しています。

平成 26 年度は特に、調査や調整につながる可能性がある相談案件について、極力面談に来ていただくことを勧めて、できるだけ詳しく話を聴くことを意識しました。これにより、面談による相談人数は延べ 315 人と、昨年の延べ 178 人に比べて顕著に増えています。

こうした日々の積極的な相談の姿勢が、調整活動の増加につながっているものと考えられます。



1 相談の状況

(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害だけではなく、友人関係や親子関係なども含めたさまざまな悩みの相談を幅広く受け付けています。

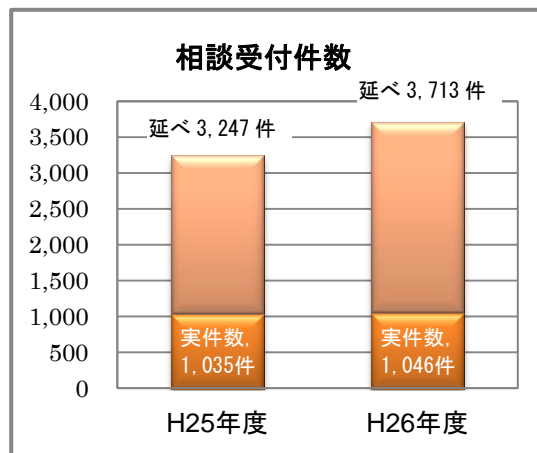
相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

平成 26 年度に受け付けた相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、平成 25 年度に比べて実件数で 1.1% 増、延べ件数で 14.4% 増となっています。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。



相談件数等データの詳細



【統計・資料編】P. 37～

1 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

2 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもとに関係機関との調整を行うことがあります。

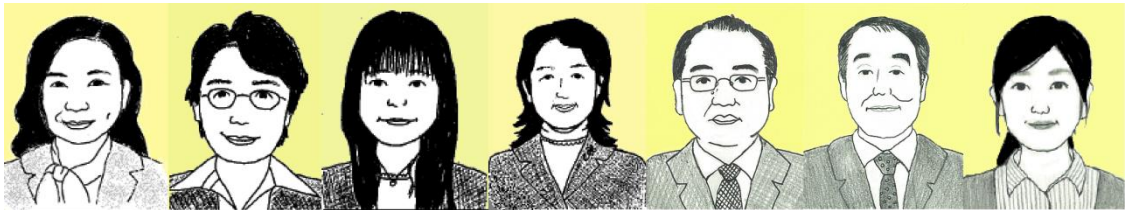
(3) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われるものの、その時点では調整活動や申立てに至らないが、その可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速適切に対応することを目的としています。

平成 26 年度は、54 件の案件について留意ケースとして動向を注視し、うち 12 件の案件が調整活動につながっています（平成 25 年度の留意ケースは 100 件）。

(4) 相談活動の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる電話やメールによる相談、または面談での相談に対応するため 7 名の相談員がおり、救済委員の指揮のもとで日々相談活動に務めています。年配の男性から若い女性まで、様々な職歴、経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら相談に応じ、相談者と心を通わせています。



以下に、平成 26 年度に子どもアシストセンターで勤務した 7 名の相談員が担当した相談の事例をひとつずつ紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

🌸 いつも何度でも 🌸

【高校生男子の母親から メール相談】

子育てには不安が付きものです。まして思春期、反抗期の男の子のこととなると母親には理解しきれないことが増えてくるでしょう。子どもと面と向かっての会話が少なくなる一方で、子どもの秘密は多くなり、母親の立場としては心配、不安は募るばかり。子どもの事を信用しているのか。母親の自分は子どもからどう思われているのか。

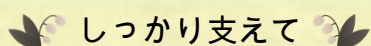
「もう限界です。息子が怖い。」、「息子が夜遅くまで帰ってこない。でも、何か言えば大ゲンカになりそうで」、「毎日が不安で、びくびくして、こんなのが続くのでしょうか・・・」

不安定な家庭内の事情に触れながら、幾度となく辛い心境を訴えてくる母親からのメール。相談員は母親のつらい気持ちを汲み取りつつ、励ましの言葉をやわらかい口調で返信します。でも、敢えてさっぱりした短めのメッセージで。

「大丈夫。年頃だもの、波風立つのは当たり前。海の中で波に揺れても破れないワカメみたいになればいいですね(^_^)v」

いつでも気兼ねすることなく辛い気持ちを話してもらえるように、難しく考えて悩みが堂々巡りしないように、親しみを込めて、話しやすいテンポで返信します。年に数十回にもなるこんなメールのやり取りは、もう何年も続いています。

母親が行き詰まってしまっは、子どもにも大きなストレスになってしまいます。アシストの相談員は、いつも何度でも相談者に寄り添い続けます。



【中学生女子本人から メール相談】

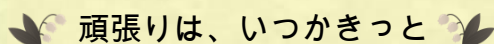
食器が割れる音に怯える中学生の女の子。ストレスを溜めた母親が家の中で物にあたっている、そんな様子に当惑し、どうしてよいか分からないとのメールの相談でした。

ショッキングな相談の内容に「どきり」とするアシストのスタッフでしたが、メールで家庭内の事情を細かく伝えつつ相談を寄せてくれた彼女の行動力に頼もしさを感じました。

「怪我はしてない?」「お母さんが物にあたるのはいつものこと?」「何かきっかけはあるの?」アシストから投げかけた質問に、「怒ったり、物に当たるのは時々です」、「怪我をすることはいいのですが、気まぐれな母のせいで勉強にも集中できません・・・」と彼女は丁寧に答えてくれました。大変な境遇にあっても自分のことを見失わずにいる彼女の気丈さが救いです。その気丈さが折れてしまわないように、しっかりと支えてあげなくてはなりません。いたわり、慰めるだけでなく、彼女自身の力で今を乗り越えていければと。

「お母さんの気持ちを考えてみようか。子どもが親の手から離れていって、親の言うことを聞かなくなってくるのが、とても寂しいのかもしれないね」、「たまにお母さんを気遣って、お手伝いなんかしてあげてもいいかも」

彼女の力を信じて相談員から投げかけた言葉に、「まるで小さい子どもを相手にしているみたい(´Д`)ㇿ。たまに母を手伝ってみて、反応を見てみようと思います。」と頼もしい返事が返ってきました。



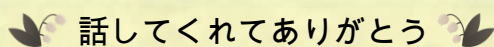
【高校生男子本人から メール相談】

「勉強しているのに、テストのときに自分の力を発揮できない」と悩む高校生の男子からメールで相談がありました。勉強してもなかなか結果に表れないことに焦りと不安が募っているようです。勉強に気が乗らないと悩みつつも、そのことを解決したいと思っているところに彼の積極性も垣間見えます。

「たとえ結果につながらなくても、勉強したことは確かに身につけているはずだよ！テストで正解できなくても、少しでも理解しようと勉強した人は、最初から理解していない人と大きな開きがあるんだよ！」気持ちのこもった言葉で彼の頑張りを促しつつ、一步一步の地道な努力の大切さを訴えました。

その後、彼からは「好きな女の子に、どうしたらアピールできるかな」と、恋の相談も。「得意な切り札がなくなると、少しずつでも魅力を蓄えられるように、普段からできることもあるよね。毎朝笑顔で元気そうに登校する人って素敵だと思う。眠そうな顔をしてるより、ずっと印象がいいと思うよ。」「何事も、できることからやってみようよ！」

相談員のアドバイスに、彼も共感してくれました。地道な努力は、いつかきっと・・・



【小学生男子本人から 電話相談・面談】

辛い気持ちを誰かに打ち明けるといことは、とても勇気がいることです。友達から仲間外れや無視をされるいじめに遭い、電話口で辛い気持ちを絞り出すように話してくれる小学生の男の子から相談がありました。

きっかけは、以前自分がその友達に乱暴な言葉遣いをしていたため、今はその仕返しでいじめられているとのことでした。その友達には何度も謝ったけど許してもらえず、いじめはひどくなるばかり。学校の中に居場所がなく、学校に行くのがとても辛いとの訴えでした。

自分のしてしまったことの後悔や、いじめられる立場になることの辛さが分かったことなど、声を詰まらせながらも一生懸命話してくれる男の子。相談員は、時間をかけて丁寧にその子の話を聴き、しっかりとその子の気持ちに寄り添います。「辛かったね。よく話してくれたね。辛かったことを一杯話してくれてありがとう。」

日数が経っても、いじめの状況がなかなか改善しない男の子からは、何度も相談員に電話が寄せられました。家族に心配かけまいと、辛い気持ちを家族にも打ち明けられなかったその子にとって、アシストの相談員が心の支えとなっていたようです。問題の解決のためには、やはり身近にいる大人にも協力してもらおうのがよいでしょうと促しました。

後に、家族や先生から励まされながら自信を取り戻していったその子は、いじめや悪口に負けないで乗り越えていきたいと、希望を語ってくれました。

「けっこうしんどいけど、乗り越えられたら、何かよくなってるのかな？」

「乗り越えられたことが、きっとかけがえのない経験になるよ。それは将来ずっと消えないあなたの自信になるよ。」

他人に話しづらい辛い気持ちを思い切ってアシストに話しをしてくれたからこそ、アシストもお手伝いすることができたのです。

キャッチボール

【高校生女子本人から メール相談】

野球のキャッチボールをしたら、どんな球を投げるでしょう？山なりの緩い球もあれば、手首のスナップを効かせた伸びのある球もあります。ゴロもありかもしれませんし、多少左右に揺さぶる球もあるかもしれません。でも、どんな球でも注意するのは「相手が受け取れること」、「痛い思いをさせないこと」。

言葉のキャッチボールも、その加減が肝心です。

友だちづきあいが苦手で、不安感が強く、リストカットしている高校生の女の子から、孤独で生きていくことに自信がないことを訴えるメールが寄せられました。悩みの根源は深く、容易に結論に至りそうなテーマではありません。

自分のことを絶えず見つめてきた高校生からの悩みの相談に、当たり障りのない緩い言葉（球）ではなく、相手の胸の真ん中を目掛けて直球の言葉を返します。強すぎないかな？相談員も勇気をもって返信します。

たまに息抜きの余談でゴロをころがして、心にゆとりをもたせながらメールのキャッチボールをしているうちに、気持ちのこもった直球のメッセージが行き来するリズムが生まれてきます。

「友だちとは」「生きるとは」「価値観とは」・・・多少難しいテーマですが、高校生の自分なりの思い（信念）をしっかり受け止めた後は、敢えて少しか左右に振った球を返したり・・・約 1 か月間の言葉のキャッチボールで、多少なりとも彼女の気持ちをほぐすことができたでしょうか。

「相手の友だちにも、きっと色々思うところがあるんだな。ちょっとキツイこと言っちゃったかな。」

友達を気遣うような彼女の言葉に、少しでも心にゆとりができたのならいいなと、相談員の期待は膨らみます。

二人三脚

【中学生男子の母親 電話相談・面談】

「学校に行きたい、行かなきゃ・・・でも・・・行けない」

不登校の問題は、当の子ども一人だけでは改善が難しい場合が多く、親と子ども、あるいは先生と子どもの二人三脚で取り組むことも必要になるでしょう。また、不登校の子どもに悩む親も、悩みを一人で抱え込んでいては、押しつぶされてしまうこともあるかもしれません。

1 か月ほど前から不登校になってしまったという中学生の男の子の母親から、アシストに電話で相談が寄せられました。男の子は「登校しなければ」というプレッシャーを強く感じつつも、どうしても登校できないとのことでした。

詳しく話をうかがうため面談にお誘いし、母親の話をじっくり聞きます。母親の悩みを受け止め、相談員との二人三脚で改善策を探ります。二人三脚で大切なことは、相手と歩調を合わせること、そして焦らないことです。

相談員は、不安と焦りが募る母親の気持ちを受け止めながら、落ち着いて丁寧に対応し、焦りは逆効果であることを理解してもらいました。

家庭では、母親と息子の二人三脚です。息子の気持ちを母親がしっかりと受け止め、寄り添いながら少しずつ歩を進めていくうちに、間もなくして、また登校することができるようになりました。

焦らず、一人先に行かず、相手のペースに合わせるのは、簡単なようで難しいことですが、とても大切な事だと気付かされます。

母と子の架け橋

【小学生男子本人と母親から 電話相談・面談・メール相談】

小学生の男の子から、「どうしてもお母さんに嘘をついてしまう」と切羽詰まった様子で電話がありました。電話を代わった母親からも、「息子が分かり切った嘘をつき通し、最後には嘘を認めて泣いて謝る、それが毎日繰り返されて参っている」とのお話でした。母子ともに大きなストレスを抱えて、辛い日々を送っているようでした。

男の子は、日々の宿題や身支度などが母親の期待どおりにできないことに強いプレッシャーを感じて、やむなく嘘をついてしまうのですが、それでもその子は一生懸命でした。しかし息子の様子を歯がゆく思う母親と歯車がかみ合わず、感情がぶつかり合ってしまうのです。

電話、面談と何度となく男の子の話を聴いて、相談員はその子の切ない気持ちを受け止めました。そして、母親の話も聴いてやるせない気持ちも受け止めつつ、相談員が感じた母と子それぞれの思いと辛さを丁寧にお互いに伝えました。

何か月か面談を繰り返していくうちに、母と子の距離の取り方に変化が出て、ぶつかり合うことが少なくなってきたようでした。お互いに理解し合いたいと思いつつも、すれ違ったりぶつかってしまう母と息子。相談員はその両方から頼りにしていただきました。常に近い距離で暮らしている親子にとっては、かえって間にワンクッションある方が、お互いを受け入れやすいこともあるようです。母と子の架け橋としてお役に立てたのなら幸いです。

「ありがとうございました。お母さんとケンカしないようにがんばります。」

男の子は、その後メールでメッセージを寄せてくれました。これからも応援しています。



2 調整活動の状況

(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもあります。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けています。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいます。

子どもアシストセンターでは、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、第三者的な立場で関係機関における対応、状況等も丁寧に伺い、相談者と関係機関がお互いに理解し、協力し合える環境を整えることができるよう、積極的に活動しています。

(2) 調整活動の件数

平成 26 年度の「調整活動」は、31 件の案件について実施しました（平成 25 年度は 21 件）。

このうち、学校を調整先とする案件は 22 件（平成 25 年度は 17 件）であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が増加しました。児童相談所を調整先とする案件は 3 件となっており、うち 1 件については虐待が疑われる案件について、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条³⁾に基づき管轄の児童相談所に通告したものです。

また、調整活動の延べ数は 369 回であり、平成 25 年度（125 回）に比べ 3 倍近くに増加しています。平成 25 年度は、学校訪問や面談等により早期に問題解決が図られた案件が多くみられましたが、平成 26 年度は、子どもの心理的な不安や、保護者の学校等に対する不信が解消するまで、長期にわたり面談等による支援を繰り返した案件が多くみられました。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小学校	中学校	高校	市教育委員会	児童相談所	その他※	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	3	3	6
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	12	7	3	1	0	2	25
合計	22			9			31

※：幼稚園(1)、児童会館(1)、学童保育所(2)、道警少年サポートセンター(1)

※ 1 件あたりの平均活動回数 平成 26 年度：11.9 回（平成 25 年度は 6.0 回）



調整活動件数等の経年の推移



【統計・資料編】P. 42

3 児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条（抜粋）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 調整活動の事例の紹介（プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。）**学校との関係を立て直す 【いじめの問題】**

中学生男子の母親から、何カ月も複数のクラスメートからいじめを受けて続けているとの内容でメール相談がありました。本人と母親にアシストセンターに来所していただいて詳しく話を伺ったところ、特定のグループからの暴言、つまはじきが続いており、クラスの中で孤立しているとのことでした。

最初の頃は、いじめについて担任が熱心に対応してくれたが、それから半年経ってもいじめはなくなり、学校の対応も不十分で、学校に対しても不信感があるとのことでした。

学校訪問

調査員が中学校を訪問し、学校での認識や対応について確認しました。

実際、学校でもいじめの問題は認識しており、個別的またはクラス全体的に指導を繰り返して、表だつた悪口は収まっているが、大人から見えないような形で嫌がらせが続いていることから、今後も注意して見守っていくとのことでした。

また、加害者とされる生徒の保護者からも学校にクレームが入っており、担任だけでなく学校全体でこの問題に対応しているとのことでした。

理解と協力

改めて本人、母親と面談し、学校の対応について説明しました。学校との信頼関係が崩れたままでは状況の改善に支障となること、学校としては本人を守ることを最優先に対応するよう努力しているので、その努力を評価する姿勢は必要であることを、本人と母親に理解していただきました。

また本人には、いじめなどで嫌な思いをしたら遠慮なく担任に伝えるよう助言しました。

調整活動を続けていくうちに

特定の生徒からの嫌がらせは無くならないようですが、本人は頑張って通学を続けました。その本人を支えるために親子が来所しての面談を二度三度重ねていくうちに、本人もすこしずつ元気を取り戻していきました。

また、調査員による学校訪問を重ねて、学校も継続して本人を注意深く見守っていることを確認し、これを両親に伝えました。

数か月にわたり調整活動を続けていくうちに、本人、保護者と学校との信頼関係が少しずつ回復していったようでした。

新年度に向けて

雪解けの時期を迎え、本人が進級する新年度に向けて、本人側の要望を学校に伝えました。本人は、新たな人間関係の中で新年度の生活を迎えます。母親からは、アシストセンターが調整に関わったことについて謝辞をいただきました。

**児童相談所に子どもの気持ちを伝える 【虐待の問題】**

中学生の男子からメールで相談がありました。母親が交際している男性（本人の父親ではない）と一緒に暮らしているが、男性が母親を殴る、髪を引っ張るなどの暴力が絶えず、自分に対しても人格を否定するような暴言を吐かれ、とても怖い思いをしているとのことでした。

虐待の通告

内容から本人に対する虐待が強く疑われたため、児童相談所への通告を検討していること、そのために氏名、住所、連絡先を確認してほしいことを返信したところ、本人より氏名等を教えていただきました。本人からのメールでは、家の中で自分の居場所がなく、とても心細い気持ちでいることや、母を慕っているため、これからも母と一緒に暮らしていきたいことがつづられていました。

早速、本人了解のうえで児童相談所に虐待通告を行い、本人から伺った家庭内暴力の状況やメールから伺える本人の気持ちを担当者に伝えました。

本人へのフォロー

児童相談所に通告したことを本人に伝え、今後児童相談所から連絡をするときに、母親にも話をしておよいか確認しました。母親に話をするのはよいが、自分が母親に睨まれてしまうのが怖いとの返答であったため、その旨を児童相談所に伝えました。

児童相談所では、本人の気持ちも鑑みたくうえで早急に調査して対応するとの返答をいただきました。児童相談所からの働きかけがあるまでの間、不安な気持ちでいる本人からのメールに励ましのメッセージを送ります。

状況の改善

その後、本人から報告があり、児童相談所の職員が家庭訪問に訪れて、本人の話を聞いてくれたこと、男性が家から出て行ったことが確認できました。

家族に対する家庭内暴力や、本人に対する暴言は「虐待」と言えるのですが、子ども自身が児童相談所に相談するのは、抵抗が感じられる場合もあります。アシストセンターに相談してもらうことで、児童相談所につなげることができました。



3 救済申立てによる調査

(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済申立て受理件数

平成 26 年度は、以下のとおり 2 件の救済申立てを受理しました。

	権利侵害の申立ての内容	調査先	調査結果等
【申立て 1】	地域のボーイスカウト団から退団を命じられた	地域のボーイスカウト団	平成 27 年度に調査継続
【申立て 2】	地域のボーイスカウト団から退団を命じられた	地域のボーイスカウト団	平成 27 年度に調査継続



申立て受理件数等の経年の推移



【統計・資料編】P. 42～

(3) 申立てと調査の概要

【申立て1】

申立て 地域のボーイスカウト団に属する小学生の保護者より、当該児童が団の指導員から過去に暴力を受けたと話しているが、これについて理由などの説明がないとの訴えがあった。また、相談者の子どもが関わった団員同士のトラブルにあたり、団に対して指導員の体制、資質等について疑念を伝えたところ、団より退団を促されたが、退団しなければならない理由について子ども本人に説明がないことから、子どもの権利が不当に侵害されているとして保護者より救済の申立てがなされた。

調査 ボーイスカウト団の団長、隊長に対して、調査員が面談により聞き取り調査を実施した。団としては、指導員による暴力については、これを否定しているとの回答であった。また、自主退団を促した理由については、保護者との信頼関係が保てないためであり、保護者には既に十分に説明しているとの回答であった。

調査で得られた回答を申立人に説明した。申立人としては、子どもが団を退団する意思は固まっているが、改めて子ども本人から退団の意思を伝えるなどの方法により気持ちの整理をしたいため、今後のアシストセンターの支援につき検討を継続したいとの意向であったことから、平成 27 年度に調査継続することとした。

【申立て2】

申立て 申立て1と同事案において、別の児童も指導員からの暴力を受けたとの訴えがあったこと、退団を促されたこと、これらについて納得のいく説明がないことを不服として当該児童の保護者より救済の申立てがなされた。

申立て内容、調査経過について、申立て1と同様。

(4) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

「是正等の措置の勧告（条例第 39 条）」、「意見表明（条例第 39 条）」及び「是正等の要請（条例第 40 条）」に至った案件はありません。

また平成 26 年度においては、救済委員の自己の発意による調査⁴の実績はありません。



4 発達障がいに関係すると思われる事案の分析

(1) 分析の概要

平成 26 年度において、子どもアシストセンターで過去に扱った相談の記録（平成 24 年度及び平成 25 年度の記録）から、発達障がいに関連していると考えられる事案を抽出し、救済委員の指導のもとで相談内容の傾向について分析しました。

対象とした事案は、「専門機関で発達障がいと診断されたか、その疑いがあると指摘された」、「相談者（親あるいは本人自身）や関係者（教師、スクールカウンセラーなど）がそうではないかと考えている」、「相談員が、発達障がいが見込まれると判断した」などを基準として抽出した 103 件の記録であり、知的障がいも含んだ広義の発達障がいに関係していると考えられる事案です。

4 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子どもの権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

(2) 分析の結果

- ・ 全体の約 8 割が子ども本人のことで困っている事案、残り約 2 割が発達障がいがあると思われる他の子ども（クラスメート等）のことで困っている事案であった。
- ・ 相談の約 8 割が母親からの相談
- ・ 何らかの専門機関で検査を受けたことがあるというケースは 5 割弱
- ・ 「しつけ」「親子関係」など家庭内の問題での相談は少なく、大部分は学校生活（集団生活）での問題の相談であった。
- ・ 年齢によって、発達障がいの子どもの逸脱行動や子どもが感じている困り感に、それぞれ特徴が異なり、年齢が上がるほど周りから見えづらくなる傾向がある。
- ・ 家庭での子どもの様子と学校（集団）での子どもの様子に違いがあり、保護者と学校の認識にずれが生じやすい傾向がある。

(3) 実際に相談に対応した経験を振り返って

分析の結果を踏まえて、救済委員、調査員、相談員により意見交換を行いました。以下は、その際の意見交換の様子を元にまとめたものです(あしすと通信第 12 号より転載)。

市川救済委員：アシストには、学校という集団に馴染めない子どもについての相談がたくさん寄せられています。その中には発達障がい、あるいはその傾向があるという診断や指摘を受けている子どももいますし、保護者の方が、もしかしたらそうではないかと不安をもっている場合もあります。

家庭で過ごす時にはあまり問題がなくても、家庭よりもはるかに刺激が多くまた行動も制限される学校という場では、落ち着かなくなったり集団行動についていけなくなったり、そのため先生から叱られたり、クラスメートから嫌がられたりするということが起こってきます。

そういった、集団に馴染みにくい子どもの周りで起こっている同調圧力や仲間外れの問題は、案外大人には見えにくい水面下で生じていることもあります。

羽原調査員：平成 24 年度と平成 25 年度の相談の中から、そのような子どもに関する相談をとりだして分析してみました。お子さん本人についていえば、性別では男子が多く、学年別では小学校 1 年生と 5 年生、中学 3 年生が幾分多い傾向があるようです。

相談の内容をみると、小学校低学年では「みんなと一緒に行動がとれない」、「教室でじっと座ってられない」など、割と目につく行動の問題が多いですが、学年が進むにつれて、他の子どもたちの仲間うまく入れないことからくるトラブルが多くなるようです。それがさらに進んでいくと、いじめられたり不登校になったりという対人関係での相談が増えてきます。

吉川救済委員：学校の先生たちと子どもの保護者が十分に話し合うことが不可欠なのですが、現実にはなかなか難しいことが相談の中からもうかがえますね。

関崎相談員：子どもが問題を起こしてしまったときの状況や、そうなった経過について、学校と保護者の互いが細かく確認し合って、そうならないような対応や配慮は何だろうかと一緒に考えていくことが大事だと思います。保護者の方から、単に抽象的に「配慮してほしい」と学校に言ったとしても、先生たちはどんな配慮をしてよいかかわからない、また先生たちが「こんな困ったことがありました」と伝えても、保護者もどうしてよいかかわからない。アシストは、保護者の方には学校と話し合う時の具体的な留意点をアドバイスしたり、場合によっては学校との話し合いの場に加えてもらって一緒に知恵をしぼったりしています。

羽原調査員：相談の中には、「子どもの性格行動についての特徴を担任の先生にお話したところ、関わる先生たち全員が子どもにとってわかりやすい接し方をしてくれるようになりました」ですとか、「学校側をお願いして、通院先の主治医と直接お話ししてもらったところ、そのアドバイスにそって対応してくれるようになりました」と報告してくれる保護者の方がいらっしゃいました。

市川救済委員：関係者同士のしっかりした連携がよい結果につながった事例ですね。

吉川救済委員：集団に馴染みにくい子どもほど、周りの大人たちが協力して見守っていかねばなりません。保護者と学校、そしてその中にアシストセンターも加えてもらい、全ての子どもの個性や権利が尊重されるようにしていければと思います。